

博士学位論文の「学習院学術成果リポジトリ」への公表許諾についてのお願い

博士論文学位申請者 各位

学習院大学学生センター教務課

文部科学省により、平成 25 年 3 月 11 日に学位規則の一部を改正する省令（平成 25 年文部科学省令第 5 号）が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

省令の内容は、従来、印刷公表としていた博士論文の公表を、教育研究成果の電子化およびオープンアクセス化の観点から、インターネットの利用により公表するというものです。この省令を受けて、学習院大学においても学位規程の一部が改正されることとなりました。学習院大学では、平成 25 年 4 月 1 日以降に課程博士・論文博士の学位を授与された方の学位論文を、「学習院学術成果リポジトリ」を利用して公表するものとします。

これから、博士論文を提出し学位を申請する方は、同封の「学位論文（博士）の公表許諾書・学位論文（博士）の学習院学術成果リポジトリへの登録および公表申請」様式・1 と共著者が居る場合は、共著者の「同意書ならびに許諾書」様式・2 を申請時にご提出ください。（様式・1 については、学位授与後の提出も可能です。）

また、学位論文に画像（図版・写真）を掲載する場合、予め当該画像を所蔵している団体・組織に対して、論文への掲載とインターネット公開に関して許諾を得る必要があります。（「学位論文に掲載した画像（図版・写真）リスト」様式・3 をご利用ください。）

公表については、課程博士・論文博士の学位を授与した日から 3 月以内に学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表し、「やむを得ない事由」がなければ 1 年以内にその学位論文の全文を公表しなければなりません。

※「やむを得ない事由」には、学位論文が出版社から刊行予定である、特許・実用新案等の申請予定がある、共著者の許諾が得られない場合等がありますが、研究科の承認を得る必要があります。また、「やむを得ない事由」が解消された時点で全文の公表をすることとなります。

※ ただし、「やむを得ない事由」により学位論文全文を公表できない場合であっても当該研究科は、求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとします。

学習院学術成果リポジトリに関するお問合せ先

HP アドレス: <http://glim-re.glim.gakushuin.ac.jp/>

平成 25 年度まで 大学図書館情報サービス課 内線 2382

平成 26 年度より 大学図書館情報管理課 内線 2394

学位規程抜粋

< 中 略 >

(学位論文要旨の公表)

第 25 条 本大学は、課程博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に当該博士の学位の授与に係る学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を学習院学術成果リポジトリによって公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 26 条 課程博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、その学位論文の全文を、原則として学習院学術成果リポジトリによって公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前にすでに公表していたときは、この限りでない。

2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、その論文に、「学習院大学審査学位論文」と明記しなければならない。

3 やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することをもって学位論文の公表に代えることができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

< 中 略 >

別表第 3

第16条第1項又は第29条第1項による学位申請書添付書類（用紙A4）

(1) 論文目録

報告番号	学習院大・甲・乙・第	号
論 文 目 録		
学位申請者氏名		
1 主論文		
・ 題名		
・ <u>公表の方法及び時期</u>		
2 参考論文		
・ 題名		
・ <u>公表の方法及び時期</u>		

備考 1. 論文題名が外国語の場合は、和訳を付記すること。

2. 参考論文が 2 以上ある場合は、それぞれ題名・公表の方法及び時期を記入すること。

< 中 略 >

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。